

資料1 障がい者計画・障がい（児）福祉計画の見直しについて

1 計画見直しの概要

平成 30 年 3 月に策定した「第 2 次始良市障がい者計画」、令和 3 年 3 月に策定した「始良市第 6 期障がい福祉計画・始良市第 2 期障がい児福祉計画」が、それぞれ最終年度を迎えたことから、計画の見直しを今年度、一体的に行い、新たに「第 3 次始良市障がい者計画・始良市第 7 期障がい福祉計画・始良市第 3 期障がい児福祉計画」を策定します。

(1) 障がい者計画とは

障害者基本法において策定が義務付けられた計画です。

本市における障がい者施策に関する基本的な指針となるものであり、障がい者施策の総合的な計画として位置づけています。

現行計画である「第 2 次始良市障がい者計画」の計画期間は、平成 30 年度～令和 5 年度の 6 年間です。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画とは

障害者総合支援法及び児童福祉法において策定が義務付けられた計画であり、3 年を 1 期とする計画の策定が求められています。

「障がい福祉計画」は、本市における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する事項、「障がい児福祉計画」は、障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する事項をそれぞれ定めたものであり、「障がい者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

現行計画である「始良市第 6 期障がい福祉計画・始良市第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和 3 年度～令和 5 年度の 3 年間です。

(3) 計画の期間

第 3 次始良市障がい者計画の計画期間を、令和 6 年度～令和 11 年度の 6 年間、始良市第 7 期障がい福祉計画・始良市第 3 期障がい児福祉計画の計画期間を、令和 6 年度～令和 8 年度の 3 年間とします。

2 計画策定に係るポイント

(1) 障がい者福祉をめぐる法改正などの国・県の主な政策動向

① 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 (平成30年6月)

文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることから、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として定められました。

② 改正「障害者差別解消法」公布(令和3年6月)

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。(公布後3年以内に施行)

③ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(通称:医療的ケア児支援法)」施行(令和3年9月)

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

④ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(通称:障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」施行(令和4年5月)

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。

⑤「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）等の一部を改正する法律案」国会成立（令和4年12月）

障がい者等の希望する生活を実現するため、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等に関する事項の改正が行われました。

具体的には、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務として定められたほか、就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」サービスの創設などが定められました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を表現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実**〔障害者総合支援法、精神保健福祉法〕
 - ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
 - ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
 - ③ 都道府県及び市町村が実施する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。
- 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進**〔障害者総合支援法、障害者雇用促進法〕
 - ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
 - ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
 - ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。
- 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備**〔精神保健福祉法〕
 - ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
 - ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
 - ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。
- 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化**〔難病法、児童福祉法〕
 - ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
 - ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。
- 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備**〔障害者総合支援法、児童福祉法、難病法〕

障害DB、難病DB及び小児慢性DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。
- 6. その他**〔障害者総合支援法、児童福祉法〕
 - ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
 - ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。
このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当る必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

1-2 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

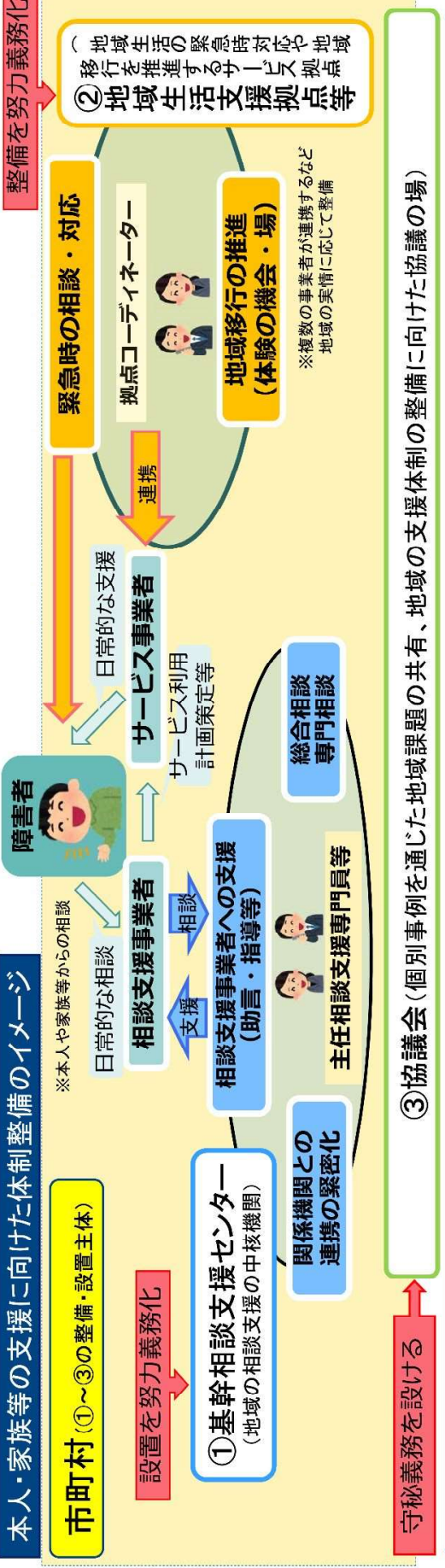
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%)、基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者（※）も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



2-1-① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

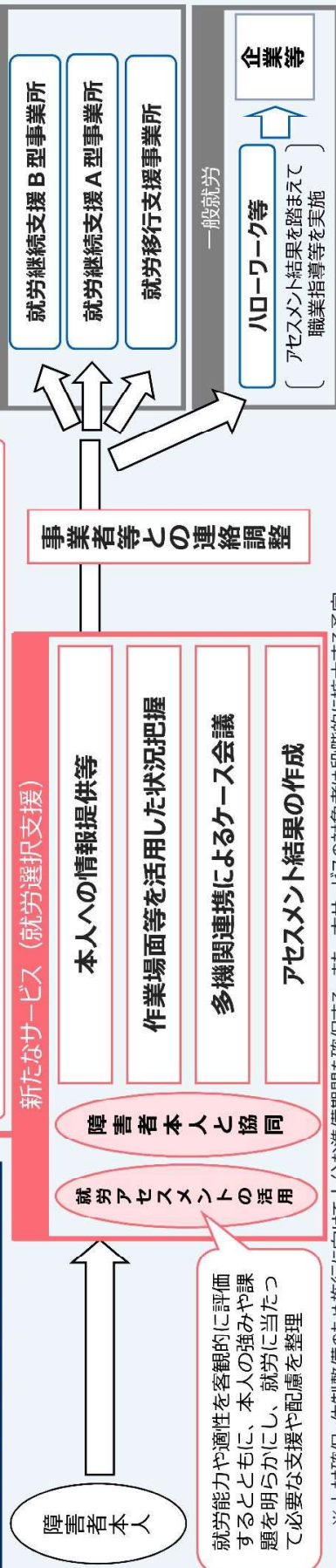
現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
 - ・ **ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
 - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できるように法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ



※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

⑥ 【国】「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえて策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

⑦ 「鹿児島県障害者計画（第5次）」策定（令和5年3月）

「障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり」を目指すため、鹿児島県の障がい者施策の方向性を定めたものです。

「第5次計画」においては、SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の「誰一人取り残さない」という理念を県民と共有しながら、障がいの有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指すことを新たに定めています。

(2) 次期障がい（児）福祉計画における成果目標（案）

厚生労働省が定める基本指針では、障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障がい（児）福祉計画において、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定することが適当であるとしています。

国の審議会において示された成果目標（案）の内容は以下のとおりです。

・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に定める成果目標（案）

・福祉施設の入所者の地域生活への移行
① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行（※）
② 施設入所者数を令和4年度末時点から5%以上削減（※）
・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
③ 市町村又は圏域において、1つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、年1回以上、運用状況の検証及び検討を実施
④ 市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を推進
・福祉施設から一般就労への移行等
⑤ 就労移行支援事業等を通じて、令和3年度実績の1.28倍以上が一般就労へ移行（※）
⑥ 就労移行支援事業を通じて、令和3年度実績の1.31倍以上が一般就労へ移行（※）
⑦ 就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が全体の5割以上を占める
⑧ 就労継続支援A型事業を通じて、令和元年度実績の概ね1.29倍以上が一般就労へ移行（※）
⑨ 就労継続支援B型事業を通じて、令和元年度実績の概ね1.28倍以上が一般就労へ移行（※）
⑩ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上に増加
⑪ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の25%以上を占める

(前ページから続く)

・ 障がい児支援の提供体制の整備等
⑫ 市町村又は圏域において、児童発達支援センターを1箇所以上設置（未設置の場合には同等の中核的な機能を有する体制を整備）
⑬ 障がい児の地域社会の参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
⑭ 市町村又は圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保
・ 相談支援体制の充実・強化等
⑮ 基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
⑯ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び取組を行うために必要な体制の確保
・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
⑰ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

※①②⑤⑥⑧⑨の各目標については、第6期障がい福祉計画における目標が達成されないと見込まれる場合には、未達成割合を加えた割合以上を目標値とする

3 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本年2月～3月において、障がい者手帳所持者、自立支援医療受給者、難病の受給者証所持者、障害福祉サービス利用者及び障がい児通所支援サービス利用者（保護者）から抽出した1,000名を対象に、生活の状況や福祉に関する意向等に関するアンケート調査を実施しました。

(2) 庁内ヒアリング調査の実施

本年5月～7月において、ヒアリングシートを活用した庁内各課へのヒアリング調査を実施し、障がい者計画に定められた施策等に係る現状・課題、今後の方向性を把握・整理します。

(3) 始良市地域自立支援協議会の開催

本市の実情等をより踏まえた次期計画を策定するため、始良市地域自立支援協議会において、次期計画策定に係る協議を行います。

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の意見を聴くため、計画案を公表し、意見を聴取する「パブリックコメント」を実施します。

4 策定スケジュール（予定）

年月	内容
令和5年1月	令和4年度 第2回 始良市地域自立支援協議会の開催 ※主な内容 ・ 障がい（児）福祉計画の進捗状況について【報告】 ・ アンケート調査の実施について
2月～3月	アンケート調査の実施 ※障がい者手帳所持者等 1,000 名を対象に、生活の状況や福祉に関する意向等について調査
5月	令和5年度 第1回 始良市地域自立支援協議会の開催 ※主な内容 ・ 障がい者計画、障がい（児）福祉計画の見直しについて【報告】 ・ アンケート調査結果について【報告】
5月～7月	庁内ヒアリング調査の実施 ※障がい者計画に定められた施策等に係る現状・課題、今後の方向性について調査
8月	令和5年度 第2回 始良市地域自立支援協議会の開催 ※主な内容 ・ 障がい者計画、障がい（児）福祉計画の進捗状況について【報告】 ・ 障がい者計画、障がい（児）福祉計画の骨子案について【協議】
11月	令和5年度 第3回 始良市地域自立支援協議会の開催 ※主な内容 ・ 障がい者計画、障がい（児）福祉計画の素案について【協議】
12月	パブリックコメント及び地域自立支援協議会委員に対する意見聴取の実施 ※市ホームページ等において計画案を公表するとともに、地域自立支援協議会委員に対し計画案を送付し、意見を聴取
令和6年1月	令和5年度 第4回 始良市地域自立支援協議会の開催 ※主な内容 ・ パブリックコメントの結果について（報告） ・ 障がい者計画、障がい（児）福祉計画の最終案について【協議】
3月	計画策定完了 ※準備が整い次第、市ホームページ等において計画を公表